

## 地域日本語教育の推進に関する基本的な方針について

### 1 目的・趣旨等

- 本県では、2014年に全国に先駆けて「多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」を策定し、このあり方のもと、地域の日本語教育を推進してきた。

しかしながら、このあり方は、策定後6年を経過しており、在留資格の多様化や外国人県民の多国籍化など新たな課題への対応が必要となっている。

こうした中、2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、同法第11条において、地方公共団体は日本語教育を推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとされ、2020年6月には同法第10条に基づく基本方針を国が策定したことから、同法第11条に基づき、この基本方針を参酌した本県の基本的な方針を2021年度に新たに策定することとした。

- 新たにとりまとめる本県の地域日本語教育に関する基本的な方針に基づき、2020年度に設置した「あいち地域日本語教育推進センター」における取組をより効果的なものとし、地域日本語教育に関する施策を総合的・体系的に推進していく。

#### ・日本語教育推進法（令和元年法律第48号） ※抜粋

（基本方針）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

### 2 事業内容

#### (1) 実態把握調査

アンケート調査：345件（市町村、日本語教室、日本語教育機関、企業等）

外国人ニーズ調査：350人程度（WEB及び紙によるアンケート）

※外国人ニーズ調査のアンケートは、6言語（英語、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語）により実施

#### (2) 検討会議の開催

委員：13人（学識経験者、民間企業、NPO法人、日本語学校、市町村等）

開催回数：5回（7月、8月、11月、12月、1月）